

監理団体の許可申請手続

1. 監理団体の許可の区分等

監理団体の許可には、次の二つの区分があります。どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行う必要があります。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は <u>5年</u> ※1
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号 技能実習3号 ※2	5年又は <u>7年</u> ※1

※1 前回許可期間内に改善命令や事業停止命令を受けていない場合

※2 技能実習3号までの実習監理をしない場合でも、一般監理事業の許可を受けると、受入れ人数枠の拡大が認められます

監理事業を行う事業所（監理事業所）が複数ある場合でも、事業所ごとに申請する必要はありません（許可証は監理事業所ごとに交付されます。）。

2. 申請書・必要書類等について

申請先	申請は、監理団体になろうとする方がどこに所在していても、機構の本部事務所において受け付けます。 <u>地方事務所では受け付けていませんのでご注意ください。</u> 機構本部事務所の連絡先は次のとおりです。 〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階 外国人技能実習機構本部事務所 技能実習部 審査課 電話：03-6712-1923
申請方法	郵送のほか、申請者が本部事務所に来所して行うこともできます。 郵送の場合、原則として書留等（対面で届き、かつ受領印又は受領の際の署名を行いかつ「信書」を送ることができる方式）での送付をお願いします。
申請書	機構のホームページからダウンロードできます（ <u>片面印刷</u> をお願いします）。また、本部・地方事務所にて配付する予定です。
必要書類	許可申請1件につき、申請書（正本1通及びその写し2通）及び添付書類（正本1通及びその写し1通）が必要となります。 各申請における必要書類については、 <u>次の提出書類一覧・確認表</u> をご覧ください。 ※ 提出された書類（正本）は返却できません。 ※ 申請書を提出する前に必ず提出書類一覧・確認表により不足書類がないか確認願います。

監理団体の許可申請手続

監理団体許可申請に係る提出書類一覧・確認表

R7.4.14

- 申請書及び添付書類は、**片面印刷のものに記載し、本表にてご確認（申請者確認欄の「有」又は「無」に○を付けてください。）**の上、書類の番号順に並べ、本表とともに提出してください。
なお、書類は、①**正本（申請書、添付書類）1通**、②**副本（申請書、添付書類）1通**、③**副本（申請書）1通**の順に並べ、ホッチキスやクリップ等で綴じたり付箋等で見出しを付けずに提出してください。
- 「提出の要否」欄の印の意味は以下のとおりです。
◎： 監理事業所ごとに提出が必要なもの。
○： 必ず提出が必要なもの。
- 書式の欄の「省令様式」は必ず使用しなければならないもの、「参考様式」は必ず使用しなければならないものではないが同様の内容を記載した書類を提出する必要があるものです。「**省令様式**」については**HPに掲載している最新の様式を使用してください。**
- 監理団体の許可基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種に係る監理団体の許可申請である場合や個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合などには、本表に記載している資料以外の資料の提出を求めることがあります。具体的な書類は別途、随時お示ししていきます。
- 記載条件のある場合を除き、原則として空欄は作らず、対象が無ければ「なし」と記載してください。
- 提出された書類は、原則返却致しません。

申請者の名称

申請者の住所

代表者の氏名

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
①	監理団体許可関係書類一覧・確認表（本表）	本表	○	・申請前に本表にて提出書類をご確認の上、申請書類一式の一番上に綴じてください。	有	無
②	監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書	省令様式第11号	○		有	無
③	監理事業計画書	省令様式第12号	◎	・監理事業所が複数ある場合は、監理事業所毎に作成してください。	有	無
④	申請者の概要書	参考様式第2-1号	○	・通訳についての雇用契約書又は業務委託契約書の写し、通訳人が外国人の場合は在留カード等の写し（表裏両面）を添付してください。	有	無
⑤	組合理・会員等の一覧表		○	・貴団体に所属する組合理・会員等の「名称」「代表者名」「所在地」「電話番号」「業種」「常勤職員数」「技能実習生受入予定の有無」「実習予定先の事業場名称及び住所」「1年間の1号生受入予定人数」「予定する取扱職種」を記載したものとします（様式任意）。	有	無
⑥	登記事項証明書		○	・履歴事項証明書となります。	有	無
⑦	定款又は寄付行為の写し		○		有	無
⑧	船員職業安定法第34条第1項の許可証の写し		○	・船員である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合に限ります。	有	無
⑨	直近2事業年度の貸借対照表の写し		○	・2事業年度分の提出ができない場合は、その旨の疎明書を提出してください（サンプルを機関HPに掲載しています）。 ・設立から1事業年度経過していない場合は、設立時の貸借対照表を提出してください。 ・直近の事業年度で債務超過となっている場合、以下の措置により今期の決算における債務超過の解消が確認されることが必要です。 ①増資が実施済みであること（登記簿等により確認ができること）。 ②組合理・賦課金による収益、共同事業により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されていること。	有	無

監理団体の許可申請手続

⑩	直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し		○	・設立から1事業年度経過していない場合は、初年度及び次年度の事業計画書及び収支予算書を提出してください。	有	無
⑪	直近2事業年度の法人税の確定申告書の写し		○	・別表1を提出してください。 ・電子申告・納税システムを利用した場合は、e-Taxからの受信完了メール（タイトルが「受信通知」となっているもの）を添付してください。 ・書面で提出する場合は、収受印が押なつていない写しを添付することでも差支ありません。	有	無
⑫	直近2事業年度の法人税の納税証明書		○	・管轄税務署で取得できる国税の納税証明書（「その2」所得金額の証明）を提出してください。	有	無
⑬	預金通帳の写し等の現金・預金の額を証する書類		○	・預金通帳の①表紙、②団体名・口座番号・口座種別（普通・当座）・金融機関名・支店名等が分かるページ、③取引内容が分かるページ（直近3か月分）を提出してください。 ・監理責任者への給与支払いを確認するため、直近3か月以上の給与明細又は賃金台帳を添付してください。 ・事業所の費料支払い等を伺うことがあります。 ・監理団体の適正な運営や不審な取引がないかを確認するため、黒塗りなどのマスキングは施さないでください。	有	無
⑭	監理事業所の建物に係る不動産登記事項証明書		◎	・建物の登記事項証明書を提出してください。 ・監理事業所が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・賃貸物件の場合も提出してください。	有	無
⑮	監理事業所の不動産賃貸借契約書の写し		◎	・監理事業所が複数ある場合は、全てのものを提出してください。	有	無
⑯-1	建物の平面図 （建物の入口があるフロア全体及び監理事業所があるフロア全体）		◎	・建物の入口から監理事業所の入口までの動線を必ず明記してください。 ・平面図には、監理事業所の場所以外に、階段、廊下、エレベーター及び他の事業者名等も明記してください。 ・⑯-1の写真がどの方向から撮影したかが分かるように、平面図内に矢印と写真の番号を付記してください。	有	無
⑯-2	監理事業所の平面図		◎	・面談スペースを含む監理事業所の平面図（オフィス家具、フロアの寸法及び全てのドアの配置も記入）。 ・⑯-2の写真がどの方向から撮影したかが分かるように、平面図内に矢印と写真の番号を付記してください。 注意）面談スペースを事務所以外（他の階等）に設置する場合は、別途面談スペースの平面図（動線付き）を提出してください。	有	無
⑰-1	建物の写真		◎	・建物の全景（正面・側面・背面） ・建物入口から事業所入口までの動線に沿った前後（建物入口、廊下、ホール、階段等）のもの ・外看板、郵便受、入居事業者案内 ・監理事業所入口ドア写真（看板含む） 注意）平面図と対比させるため、写真には番号を付記してください。また、写真はA4用紙1枚につき1～4枚程度に収まるようにしてください。	有	無

監理団体の許可申請手続

⑪-2	監理事業所の写真		◎	・監理事業所内部の全景（各部屋の4隅から対角線方向に向けて撮影） ・個人情報の保管場所（施錠可能な設備であること※鍵を付けた状態で撮影） ・面談スペース（プライバシーに配慮し眺められない構造が必要）の内部全景（2方向以上から撮影） ・部屋の一部に凹凸や屈折した箇所がある場合は、当該箇所全景（2方向以上から撮影） 注意） ・隣室との繋がりがわかるようドアは開けた状態（事業所内部から外部ドア方向への写真含む）で撮影してください。なお、面談スペースに限りドアを開けた写真も提出してください。 ・平面図と対比させるため、写真には番号を付記してください。また、写真はA4用紙1枚につき1～4枚程度に収まるようにしてください。	有	無
⑱	個人情報の適正管理に関する規程の写し		◎	・機構HPの様式に規程例（別紙⑥）を掲載しておりますので、参考にしてください。	有	無
⑲	監理団体の組織体系図		○	・個人情報を取り扱う部署を明示してください。	有	無
⑳	監理団体の業務の運営に係る規程の写し（監理費表含む。）		◎	・機構HPの様式に規程例（別紙⑤）を掲載しておりますので、参考にしてください。 ・監理費表の講習手当や外国の送出機関へ支払う費用は、取次ぎに関する契約書（協定書）に定める金額と合致しなければなりません。 ・監理費（技能実習生1人当たり）は1年間の金額を記載してください。 ・監理費表は必ず添付してください。なお、機構HPに様式を掲載しておりますのでご活用ください。 ・許可後に規程をインターネット上に公開する必要があります。	有	無
㉑	申請者の誓約書	参考様式第2-2号	○		有	無
㉒	役員の住民票の写し（市区町村から交付されるものが「住民票の写し」ですので、改めてコピーをとるのではなく、市区町村から交付されたものを提出してください） ※役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 1 法定代理人が個人の場合 法定代理人の住民票の写し 2 法定代理人が法人の場合 法定代理人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し		○	・以下の内容のものを全員分提出してください。 ・マイナンバーの記載のないもの。 ・日本人の場合は、本籍の記載のあるもの。 ・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・発行日が申請日から3か月以内のものを提出してください。 ・公益財団法人の場合、評議員の住民票の提出は不要です。	有	無
㉓	役員の履歴書	参考様式第2-3号	○	・全員分を提出してください。 ・記9「学歴・職歴」については、役員の就任年月も記載してください。また、以前の勤務先等の退職日も記載してください。 ・公益財団法人の場合、評議員の履歴書の提出は不要です。	有	無
㉔	監理責任者の住民票の写し		○	・複数の場合全員分を提出してください。 ・内容は番号㉒と同様です。	有	無
㉕	監理責任者の常勤性が確認できる書類		○	・監理責任者の常勤性が確認できる書類とて、①及び②の資料が必要です。 ① 社会保険の加入を証明する以下のいずれかの書類（保険者番号、被保険者等記号・番号、被保険者整理番号、基礎年金番号及び監理責任者以外の情報をマスキングしたものを提出する。） ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ・健康保険等の被保険者証の写し ② 賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し 上記の社会保険の加入を証明する書類の提出が難しい場合は、提出が困難であること及び常勤の役員又は職員であることについての具体的な説明文書、賃金台帳の写し及び出勤簿等の写しの資料が必要です。	有	無

監理団体の許可申請手続

②⑥	監理責任者の履歴書	参考様式第2-4号	○	・複数の場合全員分を提出してください。 ・記9「学歴・職歴」については、監理団体に入職した年月も記載してください。また、以前の勤務先等の退職日も記載してください。 ・監理責任者は、申請時において常勤の方を選任する必要があります。	有	無
②⑦	監理責任者等講習の受講証明書の写し		○	・複数の場合全員分を提出してください。 ・過去3年以内に受講したものを提出してください。	有	無
②⑧	監理責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-5号	○	・複数の場合全員分を提出してください。 ・「事業所の名称及び所在地」に事業所の名称の記載漏れが多いため、ご注意ください。	有	無
②⑨	外部監査人の概要書	参考様式第2-6号	○	・指定外部役員の措置を講じない場合にのみ提出が必要です。 ・作成責任者の欄は、申請者の役職員の役職・氏名を記載してください。	有	無
③⑩	外部監査人及び指定外部役員の講習の受講証明書の写し		○	・過去3年以内に受講したものを提出してください。 ・外部監査人及び指定外部役員に必要な講習は、監理責任者等講習です。	有	無
③⑪	外部監査人の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-7号	○		有	無
③⑫	指定外部役員の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-8号	○	・外部監査の措置を講じない場合にのみ提出が必要です。 ・指定外部役員も②⑨番の外部監査人及び指定外部役員の講習の受講証明書の写しが必要です。	有	無
③⑬	外国の送出機関の概要書	参考様式第2-9号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。	有	無
③⑭	外国政府発行の外国政府認定送出機関の認定証の写し		○	・外国政府認定送出機関に該当する場合に提出してください。 ・複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・機構HPの「送出国情報-外国政府認定送出機関一覧」より認定送出機関リストを出力し、対象の送出機関の番号部分に○印を付けて提出してください。	有	無
③⑮	監理団体と外国の送出機関との団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに関する契約書の写し		○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・日本語版と現地語版の両方を提出してください。 ・送出管理費の支払に使用する送出機関及び監理団体両方の法人名義の銀行口座情報を記載してください。 ・「団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他財産を管理せず、かつ、団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないことを確認する（技能実習法施行規則第92条第五号）」旨、記載してください。 ・送出機関と覚書等を交わしている場合は、当該覚書等の写しも提出してください。入国前講習を委託している場合は、当該委託契約書の写しも提出してください。 ・違約金を受け取ることや監理費以外の手数料等を受けることを約する定めは技能実習法違反であり、許可の取消し等の対象となります。	有	無
③⑯	外国の送出機関の登記や登録がされていることを証する書類		○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
③⑰	送出国の技能実習制度関係法令を明らかにする書類		○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
③⑱	外国の送出機関が送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有する書類		○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無

監理団体の許可申請手続

③⑨	外国の送出機関の誓約書	参考様式第2-11号	○	- 外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 - 外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
④⑩	外国の送出機関の推薦状	参考様式第2-12号	○	- 外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 - 外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
④⑪	外国の送出機関が徴収する費用明細書	参考様式第2-10号	○	- 外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 - 外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
④⑫	技能実習計画作成指導者の履歴書	参考様式第2-13号	○	- 取扱職種全てのについて作成指導者の履歴書を提出してください。 - 記⑧には、監理団体に入職した年月も記載してください。また、以前の勤務先等の退職日も記載してください。 - 記⑨には、各取扱職種について、会社名・職種・経歴機関・合計年数を記載してください。 - 記⑩には、旧制度下で技能実習計画の作成経験について、監理団体名・職種・作成した年月、会社名、件数を記載してください。なお、「実習監理に携わった」、「技能実習計画の作成を手伝った」等は認められません。 - 技能実習計画作成指導者が職員の場合、雇用契約書又は雇用条件通知書の写しを添付してください。役員の場合は不要です。	有	無
④⑬	優良要件適合申告書（監理団体）	参考様式第2-14号	○	- 一般監理事業の許可を受けようとする場合に提出してください。 （別途、項目に応じて提出が求められている資料があります。）	有	無
★	監理団体許可申請に係る提出書類一覧・確認表（特定職種を取扱職種とする場合の追加書類）			監理団体の許可基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種に係る監理団体の許可申請である場合や個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合などに提出が必要となります。具体的な書類は別途、確認してください。	有	無
★	委任状	サンプルを機構HPに掲載		- 申請書の提出や許可証等の受領を申請者以外に委任する場合に提出してください。 - 審査の過程において、直接申請者に問い合わせを行う場合もあります。	有	無
★	返信用封筒（申請受理票送付用）1枚	<u>長形3号封筒</u> <u>※110円切手を貼付</u>	○	- 機構窓口で申請手続を行い、既に申請受付票を受領している場合は不要です。 - 郵送で申請書等が届いた場合、郵送で申請受理票を送付しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に110円分の切手を貼付してください。	有	無
★	返信用封筒（結果の通知送付用）1枚	<u>レターパック（赤）</u> <u>（又は角形2号封筒</u> <u>※530円分の切手を貼付）</u>	○	- 申請結果の通知を郵送で希望する場合に提出してください。 - 郵便事故防止等のため、<u>レターパック（赤）</u>を提出してください（530円分の切手（簡易書留の郵送料）を貼付した角形2号封筒でも可です）。 - レターパック（赤）又は角形2号封筒には、送付先（申請者、担当者等）を明記してください。 - 当該封筒の提出がなかった場合は、申請先である機構本部へお越しいただいた上で、結果を通知することになります。	有	無

監理団体の許可申請手続

☆	申請手数料（収入印紙）		○	・申請内容に応じた適正な金額に相当する収入印紙を2監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書（正本）の1枚目の左上に貼付して納付してください。 基本額 1件につき 2,500円 加算額 事業所が2以上の場合 900円×（事業所数－1）	有	無
☆	調査手数料払込みを証する書類	<u>調査手数料払込申告書</u> （台紙） <u>（機構HPに掲載）</u>	○	・ネットバンキングでの振込みは認められないため、ご注意ください。 ・申請内容に応じた適正な金額を事前に当機構口座にお振込みください。 ・振込証明書は、台紙に貼付の上、申請者名等を記載してください。 基本額 1件につき 47,500円 加算額 事業所が2以上の場合 17,100円×（事業所数－1） 【監理団体の許可手数料専用振込先】 金融機関：三井住友銀行 支店名：東京公務部（トキョウカウブ） 店番号：096 口座番号：0176809 口座名義：外国人技能実習機構（カクゴリノキノリノギョウカク） 口座種別：普通預金	有	無
☆	登録免許税納付を証する書類	<u>登録免許税納付申告書</u> （台紙） <u>（機構HPに掲載）</u>	○	・許可1件につき、登録免許税15,000円を事前に納付し、領収証書を貼付用台紙に添付し提出してください。 【納付場所：麹町税務署】 税目番号：221 税務署名：ヨウマサ 税務署番号：00031017	有	無

監理団体の許可申請手続

3. 手数料・登録免許税について

申請を行う際には、申請書類一式を提出する際に併せて、下記の手数料等を納付したことが分かる資料を添えて提出してください。

なお、一度納付された手数料（登録免許税を除く）は、後になって申請を取り下げたとしても還付されませんので留意願います。

手数料・登録免許税の金額と納付先は以下のとおりです。

種類	金額	納付先	納付方法
(1) 申請手数料	2,500円+900円×（全監理事業所数－1）	国 （主務省庁）	収入印紙
(2) 調査手数料	47,500円+17,100円×（全監理事業所数－1）	機 構	口座振込
(3) 登録免許税	15,000円	日本銀行 又は 税 務 署	現金納付

(1) 申請手数料について

申請手数料は、

☆ 申請書の所定の欄に必要額の収入印紙を貼付して納付してください。

申請書に貼付された収入印紙は、申請の受理時に機構において消印します。申請後に取下げ等を行ったとしても、還付されませんので、ご注意願います。

監理団体の許可申請手続

3. 手数料・登録免許税について（つづき）

（2）調査手数料

調査手数料は、

☆ 申請前に指定の銀行口座（三井住友銀行）への振込みにより、納付していただくことになります。

ア 納付に必要な書類

専用の振込用紙により、金融機関で振り込んでください。この振込用紙を使用して三井住友銀行窓口で振り込んだ場合は、振込手数料は不要です。

（※）振込用紙は、機構本部事務所において配布しています。

（※）ゆうちょ銀行では使用できません。ゆうちょ銀行の振込用紙等により振り込んでください。

（※）振込用紙の郵送を希望する場合には、往信用封筒に「専用振込用紙請求（〇枚）」と記載して、返信用封筒（宛名を記入・切手を貼付）を同封の上、機構本部（1頁の申請先と同）宛てお送りください。

なお、この振込用紙で三井住友銀行以外の金融機関から振り込む場合や、ATMや各金融機関の振込用紙によって振り込む場合に発生する振込手数料は、各申請者の負担になります。

手数料を振り込んだことを証明する書類（払込証明書等）は、振込をした事実を金融機関が証明した書類であることが必要であるため、インターネットバンキングでの振込など当該書類が発行されない形態による振込は認められません。

【監理団体の許可手数料専用振込先】

金融機関：三井住友銀行 支店名：東京公務部（トウキョウコウブ） 店番号：096

口座番号：0176809 口座名義：外国人技能実習機構（ガイコクジンギョウギ ッシユキョウ）

専用の振込用紙で振り込む際には、

- ・ 振込人の名義と申請者の名義が一致すること
- ・ 払込証明書に振込人の名義が記載されていること

を確認の上、振り込んでいただくようお願いいたします。

金額には十分に注意して納付してください。

イ 受領書等の提出

☆ 手数料を振り込んだことを証明する書類（払込証明書等）を「調査手数料払込申告書」に貼付して申請書の添付資料として提出してください。

3. 手数料・登録免許税について（つづき）

（3）登録免許税

登録免許税は、

☆ 申請前に「麹町税務署」宛て納付
していただくことになります。

ア 納付場所

納付場所は、次のどちらかになります。

- ① 許可権者（厚生労働大臣・法務大臣）の所在地を管轄する税務署
管轄税務署：麹町税務署 電話（代）：03-3221-6011
税務署番号：00031017
- ② 日本銀行（本店、支店、一般代理店、歳入代理店（郵便局を含む））
※ 日本銀行ホームページから語句検索で「歳入代理店」等と入力すると最寄りの店舗を検索できます。

イ 納付に必要な書類

- 納付書（領収済通知書）（3枚綴りの様式）
 - 1 枚目（領収済通知書）に所定の内容を記載してください。
 - 2、3枚目に複写されます。
 - 3枚目（領収証書）が納付時に領収書として押印されて返却されます。
- ※ （納付書）領収済通知書の様式は、最寄りの税務署で入手できます。
税務署では、入手する際に、年度、税目番号、税務署名、税務署番号を印字してもらうことができます。
なお、日銀代理店等には、様式を置いていない場合がありますので、個々に確認してください。

ウ 領収証書の提出

- ☆ 領収印が入った領収証書（様式3枚目）の原本を「登録免許税納付申告書」に貼付して申請書の添付資料として提出
してください。

監理団体の許可申請手続

3. 手数料・登録免許税について（つづき）

（記入例）令和6年度に申請する場合

- ① 年 度：06
- ② 税目番号：221
- ③ 税務署名：コウジマチ
- ④ 税務署番号：00031017
- ⑤ 本 税：¥15,000（右詰めで記入）
- ⑥ 合 計 額：¥15,000（右詰めで記入）
- ⑦ 住所（所在地）：申請者の住所等を記入
- ⑧ 氏名（法人名）：申請者の名称を記入

監理団体の正式名称を記載願います
 例）○ 法厚協同組合
 × 法厚（協）

- ⑨ 申告区分：「その他9」に○をしてください
 ※①～⑨以外の欄は記入不要です

国税 納税資金		(納付書)		領収済通知書		(記入例) ¥1234567890																	
32618	年度	2	8	税目番号	2	2	1	起 納 署 名	コウジマチ	税務署番号	0	0	0	3	1	0	1	7	監 理 番 号				
税 目	トウロクメンキヨ税			本 税	⑤											納期等の区分							
信託の名称				重加算税												申告区分	⑨						
住所(所在地)	⑦			加算税												申告区分	⑨						
氏名(法人名)	⑧			利子税												申告区分	⑨						
氏名(フリガナ)				延滞税												申告区分	⑨						
合計額	⑥			合 計 額	⑥											申告区分	⑨						

※この用紙は自動納税機で処理しますので、必ず「納税資金」欄に「00200」を記入してください。

※「納税資金」欄に「00200」を記入してください。

※「納税資金」欄に「00200」を記入してください。

（ご申請前の重要なお知らせ） 監理団体と送出機関の不適切な関係について

監理団体が監理費に該当しない金銭を、送出機関を含む技能実習の関係者から受け取った場合（ex 監理団体が送出機関等からキックバックを受け取った場合）は、監理団体の許可取消の対象となるほか、罰則も適用されます。

監理団体が監理費に該当しない金銭を送出機関を含む技能実習の関係者から受け取った場合は、技能実習法第28条の規定に違反し、監理団体許可の取消対象となるほか、技能実習法第111条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の対象となります。

監理団体と送出機関の間で、技能実習生が日本で失踪などをした場合について、送出機関が監理団体に対して違約金等を支払う旨の契約がなされる場合については、下記説明のとおり、技能実習法の主務省令に違反するものであるため、技能実習計画の取消などの対象となります。

主務省令第10条第2項第6号ロでは「申請者又は外国の準備機関（団体監理型技能実習にあつては、申請者、監理団体、送出機関又は外国の準備機関）との間で、違約金等の制裁を定めていないこと」と規定されています。

これについては、技能実習生等との直接の契約でなくとも、実習実施者と送出機関などの関係者間で違約金を定めるような契約が行われた場合は、違約金を徴収するおそれがあるため、技能実習生の保護の観点から、このような規定を置いています。

具体的には、技能実習生が失踪した場合の制裁として実習実施者が送出機関に対して違約金等を支払うことなどを定める契約などが想定されます。